

# 利 用 権 設 定 関 係

農用地利用集積計画書

## 1. 各 筆 明 細

受付コード		利用権の設定を受ける者(乙)	電話番号	生年月日	区分	地区	世帯	農協名	地区名
		住所		氏名又は名称					
登録区分	1新規 2再設定 3再設定	4中途解約 5取消	電話番号	生年月日	区分	地区	世帯	農協名	地区名
		利用権の設定をする者(甲)		氏名又は名称					
		住所							

利用権を設定する土地						利用権の設定内容										備考		
区域	所在地			地目	面積(m <sup>2</sup> )	利用内容	始期(平成年月日)		終期(平成年月日)	存続期間(年)	借賃(円)		借賃及び経費の支払い方法	利用権の種類及び法律関係				
	大字	字	地番				10a当たり	年額										
												1現金 2口座 3物納 4役務 口座振込 (毎月 日 迄) 金融機関名  口座番号(普)	利用権 1貸借 2使用貸借  法律関係 1貸借 2使用貸借					
計 筆数	田	筆	畑	筆	樹園地	筆	面積	田	m <sup>2</sup>	畑	m <sup>2</sup>	樹園地	m <sup>2</sup>	その他	m <sup>2</sup>	合計	筆	m <sup>2</sup>

共通事項を了承し、この計画に同意する。

農用地区域は 1  
市街化区域は 2  
その他は 3

利用権の設定を受ける者 氏 名 0 (同意 平成 年 月 日 )  
 利用権の設定をする者 氏 名 0 (同意 平成 年 月 日 )  
 利用権の設定をする土地の住所 (甲) 以外の権限者 氏 名 ( )

担当農業委員等氏名(E)

## 2. 利用権の設定等を受ける者の農業経営の状況等

氏名又は名称				性別	年齢	農業従事日数	農家台帳番号							
利用権の設定等を受ける土地の面積 m <sup>2</sup>	利用権の設定を受ける者が現に耕作又は養畜の事業に供する農用地の面積 m <sup>2</sup>			兼業の有無		利用権の設定を受ける者の世帯員(構成員)の農作業従事及び雇用労働力の状況		利用権の設定等を受ける者の主な家畜の飼養状況		利用権の設定を受ける者の主な農機具の所有の状況		あっせん譲受等候補者名簿		
	農地	自作地	採草放牧地	本人	有無	職 種	世帯員(構成員)	農業従事者(うち15歳以上65歳未満の者)	雇用労働力(年間延日数)	種 類	数 量	種 類(台数)	登録番号	登 録 年 月 日
採草放牧地	借地		後継者	有無		男	農業専従者	人				トラクター		草 苧 機 ( )
その他	計		いない			女	農業補助者	人	人日			コンバイン ( )		動 噴 ( )
							主として農業に従事する者	人				耕 転 機 ( )		動 散 ( )
							従として農業に従事する者	人				田 植 機 ( )		乾 燥 機 ( )
								人				パインダー ( )		ト ラ ッ ク ( )
								人				脱 穀 機 ( )		リ フ ト ( )

### 3. 共 通 事 項

この農用地利用集積計画の定めるところにより設定される利用権は、1の各筆明細に定めるもののほか、次に定めるところによる。

#### (1) 借賃の支払猶予

利用権を設定する者（以下「甲」という。）は、利用権の設定を受けるもの（以下「乙」という。）が災害その他やむを得ない事由のため、借賃の支払期限までに借賃の支払をすることができない場合には、相当と認められる期日までにその支払を猶予する。

#### (2) 解約権の留保の禁止

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約する権利を有しない。

#### (3) 解約に当たっての相手方の同意

甲及び乙は1の各筆明細に定める利用権の存続期間の中途において解約しようとする場合は、相手方の同意を得るものとする。

#### (4) 転貸又は譲渡の禁止

乙はあらかじめ町に協議した上、甲の承諾を得なければ利用権の目的物（以下「目的物」という。）を転貸し、又は利用権を譲渡してはならない。

#### (5) 修繕及び改良

ア 甲は、乙の責めに帰すべき事由によらないで生じた目的物の損耗について、自らの費用と責任において修繕する。ただし、緊急を要するときその他甲において修繕することができない場合で甲の同意があったときは、乙が修繕することができる。この場合において乙が修繕の費用を支出したときは、甲に対してその償還を請求することができる。

イ 乙は甲の同意を得て目的物の改良を行うことができる。ただし、その改良が軽微なものである場合は甲の同意を要しない。

#### (6) 租税公課の負担

ア 甲は、目的物に対する固定資産税その他の租税を負担する。

イ 乙は目的物に係る農業災害補償法（昭和22年法律第185号）に基づく共済掛金及び賦課金を負担する。

ウ 目的物に係る土地改良区の賦課金については、甲及び乙が別途協議するところにより負担する。

#### (7) 目的物の返還

ア 利用権の存続期間が満了したとき又は(3)により甲が利用権を解除したときは、乙は、その満了の日の翌日に、甲に対して目的物を原状に回復して返還する。ただし、災害その他の不可抗力、修繕又は改良行為による形質の変更又は目的物の通常の利用によって生ずる形質の変更については、乙は、原状回復の義務を負わない。

イ 乙は、目的物の改良のために支出した有益費については、その返還時に増価額が現存している場合に限り、甲の選択に従い、その支出した額又は増価額（土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づく土地改良事業により支出した有益費については、増価額）の償還を請求することができる。

ウ イにより有益費の償還請求があった場合において甲及び乙の間で有益費の額について協議が調わないときは、甲及び乙双方の申出に基づき町が認定した額を、その費やした金額又は増価額とする。

エ 乙は、イによる場合その他法令による権利の行使である場合を除き、目的物の返還に際し、名目のいかんを問わず返還の代償を請求してはならない。

#### (8) 利用権に関する事項の変更の禁止

甲及び乙は、この農用地利用集積計画に定めるところにより設定される利用権に関する事項は変更しないものとする。ただし、甲・乙及び市町が協議の上、真にやむを得ないと認められる場合はこの限りではない。

#### (9) 利用権取得者の責務

乙は、この農用地利用集積計画に定めるところに従い、目的物を効率的かつ適正に利用しなければならない。

#### (10) その他

この農用地利用集積計画に定めのない事項及びこの農用地利用集積計画に疑義が生じたときは、甲・乙及び市町が協議して定める。

## 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等の申出書（貸し手用）

（受付日）平成 年 月 日

江北町長 山田 恭輔 様

農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権設定等促進事業により、下記の農用地等について 賃貸借権 使用貸借権 の設定をしたいので、基本構想に基づき申し上げます。

住 所	氏名又は名称	生年月日	年齢	電 話	農家基本台帳番号	備 考
	Ⓜ					<input type="checkbox"/> 農業者年金加入者 <input type="checkbox"/> 農業者年金受給権者 <input type="checkbox"/> 納税猶予該当者

利用権を設定する土地					利用権の設定を受ける者		設 定 す る 利 用 権						備 考 (その他希望 する内容)								
所 在 地			現況 地目	面 積 (㎡)	住 所	氏名又は名称	利用 内容	始 期 終 期	存続 期間	借 賃		期間借地 の場合		借賃の 支払方法	利用権 の種類						
大 字	字	地 番								10a当り	年 額										
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
計	筆数	田	筆	畑	筆	樹園地	筆	その他	筆	面積	田	㎡	畑	㎡	樹園地	㎡	その他	㎡	合計	筆	㎡

## 農業経営基盤強化促進事業による利用権設定等の申出書（借り手用）

（受付日）平成 年 月 日

江北町長 山田 恭輔 様

農業経営基盤強化促進法第4条第4項第1号の利用権設定等促進事業により、下記の農用地等について 賃貸借権  
使用賃借権 の設定をしたいので、基本構想に基づき申し上げます。

住 所	氏名又は名称	生年月日	年 齢	電 話	農家基本台帳番号	備 考
	Ⓜ					<input type="checkbox"/> 農業者年金加入者 <input type="checkbox"/> 農業者年金受給権者 <input type="checkbox"/> 納税猶予該当者

利用権の設定を受ける土地					左記の土地の所有者		設 定 を 受 け る 利 用 権						備 考 (その他希望 する内容)								
所 在 地			現況 地目	面 積 (㎡)	住 所	氏名又は名称	利用 内容	始 期 終 期	存続 期間	借 賃		期間借地 の場合		借賃の 支払方法	利用権 の種類						
大 字	字	地 番								10a当り	年 額										
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
												月 日から 月 日まで	1現金 2口座 3物納 4役務	1賃貸借権 2使用貸借権							
計	筆数	田	筆	畑	筆	樹園地	筆	その他	筆	面積	田	㎡	畑	㎡	樹園地	㎡	その他	㎡	合計	筆	㎡